

# 令和7年度監査報告書

## 第2回定期監査

### 福 祉 部

【生活福祉課】

【障害福祉課】

【高齢福祉課】

令和8年3月

国分寺市監査委員

# 令和7年度第2回定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象事務

福祉部（生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び福祉部の事務の執行について

## 第3 監査の範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年10月31日まで）の執行分  
現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和7年度に実績のない事業等については、令和6年度以前を対象とした。

## 第4 監査の実施期間

令和7年9月1日から令和8年3月25日まで

### 現地調査

実施日	監査対象所管
令和8年1月13日	生活福祉課
令和8年1月14日	高齢福祉課、障害福祉課

## 第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理、個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印、備品、郵券、現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理、施設の安全管理は適正になされているか。

## 第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面監査、現地調査を行い、所管部課職員からの説明聴取、講評時の弁明及び意見聴取により監査を実施した。

## 第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し、国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部改善を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

### 1 資金前渡を受けた現金の管理について（部共通）

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和39年規則第9号）第74条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正な措置を講じられたい。

### 2 様式について（生活福祉課、障害福祉課）

使用している様式が、事務処理の根拠となる規則等が規定する様式とは、内容の一部が異なっていた。事務処理を行う際には、例規で定められた様式が使用されているかの確認を徹底されたい。また、課で取り扱う様式が、例規と一致しているかを包括的に点検するよう努められたい。

### 3 文書事務における日付の記載について（障害福祉課、高齢福祉課）

文書に日付を適切に記載することは文書事務の基本であるため、改善に努められたい。

#### 1. 医師への依頼文書の日付について（障害福祉課）

精神保健医療相談事業を委託する医師に対し、依頼文書を作成していないことに事業開始後に気が付き、日付を遡及して依頼文書を作成していた。事業開始までに文書による依頼を行うことが原則であるため、適切な文書事務を行われたい。

#### 2. 申請書の日付の記載について（障害福祉課）

グループホーム家賃助成申請書、心身障害者通院通所訓練等交通費助成金請求書、心身障害者福祉手当受給資格認定申請書等の申請日が空欄のまま、文書を収受していた。記入例を分かりやすく工夫するなど、記載漏れの防止に努められたい。

#### 3. 委員就任依頼の発出日について（高齢福祉課）

国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議委員の委嘱手続において、就任依頼文書の発出日が、委員の任期開始日より後の日付となっていた。委員の異動の情報については適宜確認を行い、適切な文書事務を行われたい。

4 生活保護法に規定する徴収金の徴収について（生活福祉課）

生活保護法に規定する徴収金を徴収する際の判断の過程や事務手続について、市民への説明責任の観点から改めて整理し、適切に運用するよう検討されたい。また、当該案件に関する他市の状況等について注視し、情報収集に努められたい。

5 受託者の保険加入について（障害福祉課）

委託契約において保険加入を確認できる書面の提出を行っていない受託者が見受けられた。また、重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業に関する委託契約の仕様書に受託者の保険加入を義務付ける文言が存在していなかった。業務履行中の不測の事故等に備えるという保険が持つ重要な意味を確認し、委託者として適切な管理監督に努められたい。

6 教示文について（障害福祉課）

様式に記載された教示文が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）が定める必要事項の一部に記載していなかった。教示文は、行政処分不服がある市民が権利を行使するための不可欠な情報であり、法に規定された内容は、漏れなく適切に記載されたい。

7 勤怠管理について（高齢福祉課）

正規職員について、退勤打刻が超過勤務申請の1時間以上後になっているケースや、月額会計年度任用職員について、正規の勤務時間を超えているにも関わらず、超過勤務申請をしていないケースが見受けられた。職員が心身ともに健康な状態で勤務するためにも、適切に管理されるよう努められたい。

8 収受印について（高齢福祉課）

国分寺市成年後見制度利用費用（報酬費用）助成申請書、国分寺市地域ケア会議委員推薦書及び承諾書、国分寺市高齢者アパート管理人承諾書について、文書収受印の押印がなかった。国分寺市文書管理規程（平成元年訓令第3号）に基づき適正な文書収受を行われたい。

9 個人情報の取扱いについて（高齢福祉課）

個人情報については厳正な取扱いを徹底すべきであるため、適切なチェック体制を構築されたい。

1. 外部記憶装置使用記録簿について

外部記憶装置使用記録簿について、「実施責任者」、「使用目的」等の情報がなく、複数の外部記憶装置及び使用端末の記録が混在していた。目的外の使用を防止し、適正な運用をするためにも、実施責任者が定期的に点検できるように適切に記録されたい。

## 2. 実地検査について

国分寺市元気高齢者地域活躍推進事業業務委託における受託者の個人情報の管理体制について、書面による確認を行っていたが、実地検査が原則であるため、適切に対応されたい。

### 10 仕様書で定めた文書について（高齢福祉課）

国分寺市認知症カフェ事業委託の一部について、仕様書で定めた実施計画書及び年間実績報告書等の提出が遅れていた。また、運営スタッフ名簿について、実施計画書と実績報告書の照合が漏れていた。

仕様書で定めた業務内容が適正に履行されたかを確認するためにも、受託者への指導監督及び提出された文書のチェック体制を構築されたい。

### 11 備品の管理について（高齢福祉課）

備品の一部に保管場所が不明確なものや既に廃棄されたものが見受けられた。令和2年度第2回定期監査にて同様の指摘をしているため、国分寺市物品管理規則（平成16年規則第36号）に基づき適正な管理をし、再発防止に努められたい。

## 第8 意見

本監査の過程において、下記のような点が見受けられたため、以下のとおり意見として述べる。

- 1 市長の附属機関に、在任期間が通算8年以上の委員がいた。市長通達「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて」では、委員の在任期間は当該附属機関について原則として通算8年を超えないこととされているため、市長通達とは異なる取扱いを行う場合は、理由とともにその必要性を委員委嘱時の起案文書に記載することを検討されたい。
- 2 生活保護業務を担うケースワーカーについて、心身の健康に支障をきたすことがないように様々な取組が行われていることを確認した。状況に応じて庁内の保健師、臨床心理士及び産業医による健康相談を活用するなど、引続き健康管理を徹底されたい。